6月27日検討協議会での意見等による修正版

緑の将来像実現に向けた施策(案)

基本目標①: 府中らしさを感じさせる緑を守り・育てる視点

府中らしさを感じさせる緑を次代に継承し、 新しい文化を醸成する「緑育」のまち

基本方針1:まちのシンボルとなる緑を守り、活かします

施策1 けやき並木の保護・更新

国の天然記念物である「馬場大門のケヤキ並木」は、緑のシンボルであり、都市化した街の中にあって市民の憩いの場として、ひときわ重要な資産となっています。しかし、けやき並木周辺は、自動車交通量の増加や、沿道建築物の高層化によりけやきの生育環境が悪化し、枯死による落枝や倒木などによる危険性の増大が危惧されます。このため、けやき並木は、重要な資産として保護(育て)し、地域の歴史文化を醸成する(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、平成20年に策定した「国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」に基づき、けやき並木を取り巻く生育環境を改善し、保護するとともに、更新も視野に入れた取り組みを進めます。

(1) 生育環境を改善します

- ① けやき並木を保護するため、樹木医など専門家の協力を得てけやきの健康状態を診断し、腐朽菌被害対策、客土・施肥による土壌の改良、生育に適した植栽桝への改善、けやき並木周辺の雨水の浸透化の促進などに取り組みます。**継続**
- ② けやきの根を踏圧から守り、枝先の空間を確保するための方策として、地区計画等による沿道建築物の壁面後退の誘導を検討します。また、道路及び壁面後退部分の根張空間を確保するため、地中空間の改善策を検討します。**内容見直し**
- ③ 自動車の通行などに伴う生育環境の悪化を避けるため、関係機関と連携し、モール化を目指します。**継続**

(2)後継樹の育成によりけやき並木を保護・更新します

- ① けやき並木を更新するため、次世代の古木となるけやきを選定し、競争木となる 樹木の伐採や、定期的な樹木診断による生育状況の点検などを実施します。**新規**
- ② 他樹種が優占している場合は、不要な樹木の除去と同時に、後継樹として並木の中に生育するけやきの移植や実生を育成したけやきを補植することにより、けやき並木を保護します。 新規

(3) けやき並木に調和した街並みを形成します

けやき並木の沿道では、けやき並木と調和した、美しく、風格ある街並みを保全・ 創出するため、「府中市景観条例」や「府中市地域まちづくり条例」の運用のほか、 「けやき並木景観整備基本計画」に基づき、公開空地の確保や緑化の促進、沿道建 築物における壁面後退や建物デザイン、スカイラインの調和を適切に誘導します。

内容見直し

(4) けやき並木を守る市民活動団体及び民間事業者を支援します

市民活動団体や民間事業者等が行っているけやき並木の清掃活動などを促進するため、「広報ふちゅう」や市ホームページを通じて市民の参加や協力を呼びかけるとともに、清掃道具の貸し出しなどの支援を実施するほか、より市民が関心を高め、その保全・育成に向けた活動に参加しやすい仕組みを検討します。**内容見直し**

施策2 崖線の樹林の保全・活用

崖線に残る自然樹林は、身近に自然を感じさせる貴重な緑の空間であるだけでなく、 斜面の緑が、自然の豊かさを感じさせる景観要素ともなっています。しかしながら、 土地利用の転換などにより自然樹林が減少し、崖線においては、湧水の枯渇も進みつ つあります。

このため、府中崖線や国分寺崖線については、残されている自然樹林を継承(育て)し、自然の豊かさを感じさせる景観要素として活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、東京都及び関係自治体で構成される「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」での連携を活用し、緑の軸を構成する重要な自然樹林として保全・活用を図ります。

(1) 崖線の樹林を保全します

- ① 崖線の樹林を良好な状態に保つため、市民や民間事業者の協力を得て、下草刈りや枝打ちなど、適切な維持管理を実施します。**継続**
- ② 府中崖線の樹林は、恒久性を確保するため、都市緑地法や条例等に基づく地域制 緑地の制度などを活用した保全に取り組みます。**内容見直し**
- ③ 国分寺崖線の樹林のうち、市が管理している武蔵台公園内の樹林については保全に努め、東京都が管理している都立多摩総合医療センター内の樹林については、適切な保全を図るよう要請します。また、「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に参画し、東京都及び関係自治体と連携して保全に取り組みます。**内容見直し**
- ④ 府中崖線周辺の湧水を保全するため、道路等の整備に際しては、透水性舗装などを実施します。また、雨水の地下への涵養を促進するため、崖線に限らず、環境に配慮した市内の個人住宅への雨水浸透施設の設置にも取り組みます。 **継続**
- ⑤ 崖線の樹林を将来に渡って引き継いでいくため、研究機関等と連携し、実態調査 や保全・活用方法の研究に取り組みます。**新規**

(2) 崖線の緑と調和した周辺環境を創出します

- ① 崖線の緑と調和する緑の環境を創出するため、崖線の周辺を対象区域に、地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や都市緑地法による「緑地協定」などの適用を検討します。 継続
- ② 崖線の自然景観や眺望景観を確保するため、崖線の周辺区域に対して、まちづくり誘導地区の指定や地区計画制度の導入を検討します。**継続**

施策3 浅間山の自然の保全・活用

多磨霊園から続く浅間山には、ムサシノキスゲなど貴重な植物が自生しており、武蔵野の面影を残した良好な自然環境が形成されています。浅間山は、都立公園として整備が進められ、緑が保全されていますが、周囲の宅地化などにより、浅間山を取り巻く環境が変わりつつあります。

このため、貴重な動植物を含めた自然生態系を保全(育て)し、自然の豊かさを感じさせる景観要素として活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、浅間山を含めた周辺地域について、良好な自然環境とふるさとを象徴する景観を保全します。

(1)「ムサシノキスゲ」などの生き物を保護します

浅間山の自然及び生育環境の保護に向けて、東京都をはじめ、浅間山自然保護会や府中野鳥クラブなど、市民活動団体と行政の協働による活動を進めます。**継続**

(2) 都立浅間山公園の拡充・整備を東京都に要請します

緑の拠点にふさわしい緑とするため、生き物の生息空間や自然とのふれあい・環境学習の場としての機能を拡充するとともに、未整備区域の整備を東京都に要請します。 継続

(3) 浅間山に調和した景観を誘導します

- ① 浅間山の良好な景観と調和した緑ゆたかな空間とするため、その周辺地域を対象に、地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や都市緑地法による「緑地協定」などの適用を検討します。**継続**
- ② 浅間山の自然景観や浅間山からの眺望を確保するため、「浅間山周辺地区まちづくり誘導計画」に基づき、地区施設の整備や周辺の景観に調和した建築物及び工作物の設置を誘導します。**継続**

(4) 自然環境学習の場として活用します

浅間山は、様々な生き物が生息し、身近に自然とふれあうことができる貴重な空間であることから、市内の小中学校が実施する自然環境学習の場として活用できるように、学習プログラムの作成について検討します。継続

施策4 保存樹木・樹林等の保全

ふるさとの名木として府中の長い歴史と文化の中を生き続け、地域の人に親しまれてきた「府中の名木百選」や、健全で樹容が美観上特に優れている樹木・樹林である「保存樹木」「保存樹林」は、市民の協力を得て保全に努めていますが、枯死や倒木などにより減少しています。

このため、地域の大切な資産として継承(育て)し、地域を象徴する景観要素として活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、一層の保護対策の充実を図り、樹木の保全に取り組みます。

(1) 保存樹木等の維持・保全に努めます

- ① 指定している樹木等に対し、維持管理にかかる費用の一部を補助することにより、 地域にある貴重な緑として適正に管理・保全できるよう努めます。 **新規**
- ② 保存樹木等の所有者等に対し、優れた樹形を保つための剪定や施肥による地力回復、病虫害対策や日常の手入れ方法などに関して、各専門家の助言や指導を受けられるよう相談窓口を含めた仕組みづくりを検討します。 継続
- ③ 制度の活用を促すため、広報やホームページなどを通じたPR活動の充実を図ります。 継続

(2)保存樹木・樹林に対する市民緑地制度等の活用を検討します

保存樹木・保存樹林の担保性をより高めるため、市民緑地制度等の活用を検討します。 新規

施策5 重要な景観資源の保全

本計画において重要な緑として位置づけている、けやき並木や崖線、多摩川などの緑は、「府中市景観計画」において重要な景観資源を含む地区として位置づけられており、景観形成推進地区に指定し、その保全に取り組んでいます。

このため、本市固有の景観を維持・保全(育て)し、美しさや風格の感じられるまちの資源として活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、これら景観上重要な緑については、「府中市景観計画」に基づき、適切な保全を図ります。

(1) 景観形成推進地区における景観資源の維持・保全に努めます

- ① 次の景観形成推進地区については、府中市地域まちづくり条例や府中市景観条例 と連携し、重要な緑の景観資源を保全します。**継続**
 - 1)大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区
 - 2)国分寺崖線景観形成推進地区
 - 3)府中崖線景観形成推進地区
 - 4)浅間山周辺景観形成推進地区
 - 5)多摩川沿川景観形成推進地区
- ② 各景観形成推進地区の景観形成の目標及び方針を実現するため、まちづくり誘導地区や地区計画制度などの活用を検討します。 継続

(2) 景観重要公共施設における良好な景観形成を推進します

「府中市景観計画」に定められている次の景観重要公共施設やその周辺の土地利用については、地域のまちづくり等と連携して良好な景観の形成に配慮した整備を行うとともに、国や東京都などの関係機関に対して、景観的な配慮を要請します。

継続

- 1)景観重要道路:国分寺街道(けやき並木通り)、市道4-50号線・市道4-55号線
- 2)景観重要公園・緑道:郷土の森公園、緑道・遊歩道(下河原緑道、二ケ村緑道、新田川緑道、第三都市遊歩道、多摩川かぜのみち)
- 3)景観重要河川:多摩川

基本方針2:ふるさとの原風景を感じる農地を守り、活かします

施策6 農地の保全・活用

農地は、農産物の供給だけでなく、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象などの都市気象の緩和、保水機能や遊水機能による都市水害の防止、生き物の生息空間、ふるさとを感じさせる景観の形成など、様々な機能を有しており、本市の緑被地の約2割を占める貴重な緑の空間となっています。しかしながら、都市における農業の存続が年々厳しさを増し、宅地等への土地利用転換が進んだことから、農地は減少しています。

このため、様々な機能を持つ農地を保全(育て)し、ふるさとを感じさせる農村文化を地域の環境形成に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、農地が保全・活用されるよう、生産緑地の追加指定等に取り組みます。

(1)農業振興を進め、農地を保全・確保します

- ① 農地を保全・活用していくため、府中市農業振興計画に基づきながら、民間企業 や若い世代が参入しやすい都市農業の推進のほか、地産地消や花卉の委託栽培、農業に親しむ環境の創出、農業まつりの開催などを行い、農業経営環境の向上や都市 近郊の強みを生かした農業振興に取り組みます。 内容見直し
- ② 都市内の農地を保全し、農業が営まれている風景を継承していくため、農地や屋 敷林などが比較的まとまって残る地区について、東京都の制度である「農の風景育 成地区制度」などの活用を検討します。 **新規**

(2) 生産緑地法に基づく制度を活用し、農地を保全します

① 生産緑地地区に指定されていない農地については、緑地として担保するため、緩和した指定面積要件を活用しながら、関係機関と連携して追加指定に取り組みます。また、宅地等に転用された農地の再転用に対する追加指定についても検討します。

内容見直し

- ② 指定から 30 年が経過する生産緑地地区については、買取申出期間が 10 年延長される「特定生産緑地指定制度」の創設を踏まえ、特定生産緑地の指定に取り組み、農地としての継続的な保全・利活用を促進します。 新規
- ③ 生産緑地法に基づく買取りの申し出に対しては、農地が引き続き保全・活用されるよう、他の営農者の取得のあっ旋に取り組みます。**継続**

(3) 市民農園などとして保全します

市民が自然とふれあい、土に親しむことによって生活に潤いを与えてくれる「市民農園」としての農地の借用や、学校教育における農業体験の場として、農地を保全します。 継続

(4)農地と住宅地が調和した環境を形成します

農地と住宅地が調和した環境を形成するため、まとまりのある農地の残る区域などにおいて、用途地域として追加された「田園住居地域」の指定を検討します。

新規

(5)農業公園の設置を進めます

農とのふれあいを通じて、市民が農の楽しさを感じられるとともに、協働作業を通じた地域コミュニティづくりや都市農業の魅力及び必要性を発信する場として、「農業公園」の設置を進めます。

農業公園は、西府町において整備を進めている施設を農業公園全体の拠点となる施設とし、南町及び小柳町における施設を付属的施設とする分散型による設置を進めます。**内容見直し**

基本方針3:水辺環境を守り、活かします

施策7

多摩川の保全・活用

多摩川は、「多摩川水系河川整備計画(平成29年3月、国土交通省関東地方整備局)」に基づき整備が進められており、水と緑にふれあうことのできる貴重な水辺空間となっています。

このため、貴重な水辺空間として保全(育て)し、水や緑とのふれあいの場として活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、水辺の生態系や水辺景観を保全するとともに、市民の多様なレクリエーション需要に応えた改善・整備を進めます。また、スポーツ施設においては、安全・安心な施設として快適に利用できるよう整備に努め、水辺における自然とのふれあいなどにより、環境を学ぶ場としても活用していきます。

(1)「多摩川水系河川整備計画」に基づく整備・保全を進めます

- ① 多摩川河川敷においては、市民の多様なスポーツ・レクリエーション需要に応えることができるよう、公園・運動施設などの維持管理の充実を進めます。**継続**
- ② 新たな施設整備にあたっては、多自然型工法の導入や生き物の生息空間となる瀬や淵の確保など、自然生態系の保全に十分配慮した整備を国の関係機関に要請します。 継続

(2) 多摩川の環境保全を進めます

- ① ツバメの集団ねぐらやヒバリの生息地などが存在する河川空間の自然環境の保全に関して、市民と協働し、河川空間の清掃やアレチウリなどの外来種の駆除などを実施します。 **継続**
- ② 河川敷を利用した際のごみの持ち帰りについて周知徹底を図るなど、国の管理部門とも連携を図りながら適切な維持管理に努めます。 継続

(3) 多摩川の景観に配慮したまちづくりを推進します

多摩川沿いの道路緑化を進めるとともに、その周辺地域においては、府中市地域まちづくり条例や府中市景観条例などの運用により、多摩川の景観に配慮したまちづくりを推進します。**継続**

(4)「府中水辺の楽校」を支援します

① 小学生とその保護者を対象に、多摩川河川敷で生き物とふれあい、水辺での遊びを通じて親子で環境を学ぶ機会を提供する、「府中水辺の楽校」の開催を継続的に支援します。 **継続**

② 様々な活動を広く紹介することにより「府中水辺の楽校」に対する市民の協力を促します。継続

施策8 まちなかの用水路の活用

(1) 用水路の活用を進めます

- ① 農業用水路等は、ふるさとを感じさせる田園風景を構成する重要な要素であることから、地域の住民の協力を得て、公園や緑道などと一体となった活用に取り組みます。**内容見直し**
- ② 用水路の活用にあたっては、まちに潤いをもたらす環境資源として、生態系や景観の保全に配慮した整備のほか、水辺としての親水性の向上に向けた通年通水に取り組みます。**内容見直し**

基本目標②:協働によって緑を育てる視点

ともに緑のまちづくりに取り組み、

地域とのつながり・コミュニティを醸成する「緑育」のまち

基本方針1:緑のパートナーづくりに取り組みます

施策 9

緑に関わる情報の発信・共有

地球環境保全が世界規模での課題となっている今日、その柱である自然保護に対する意識を高めることが重要です。

このため、市民活動団体や研究・教育機関、民間事業者や個人といった「緑のパートナー」との連携が「緑育のまちづくり」を進める上では重要となります。

緑のパートナーづくりの第一歩として、緑の保全・活用に向けた意識啓発を行うため、緑や公園等に関わる問題や課題、日々の市民二ーズや緑に関わる知識などが、市民と行政との間でタイムリーに行き来きできるような、情報発信・共有に取り組みます。

(1) 双方向型の情報共有システムの導入を検討します

公園・緑地等に関わる情報について、市民と行政が双方向で情報発信が可能となるよう、スマートフォンやタブレット端末等を活用した情報共有システムの導入を検討します。 **新規**

(2)様々な情報媒体を活用した情報発信を進めます

① 緑に対する愛着を高め、緑の知識などを広く普及させるため、本市の緑に関わる歴史、緑の保全や緑化に関わる知識や技術、イベントや講習会の開催案内など緑に関わる様々な情報を、「広報ふちゅう」や市ホームページ、テレビ広報のほか、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)も活用しながら提供します。

内容見直し

- ② 市民の自主的な緑化活動を促すため、緑化に関わる助成制度や都市緑地法に基づく地域制緑地による税の特例措置などの情報を、様々な情報媒体を活用して発信します。**内容見直し**
- ③ 緑に関わる活動の活発化や、市民それぞれの立場にあった活動への参加を促すため、各種の組織・団体の取り組み・活動内容に関連する情報を発信します。

内容見直し

施策 10 緑に関わる機会の充実

緑の保全・活用に向けた意識啓発や緑とのふれあいを通じて、緑に対する興味や関心、まちの緑は自分たちで守り育てるという気持ちが醸成され、緑育のまちづくり活動への参加に繋がると考えます。

このため、大切な自然を守り・育て、人間を含めた生物の生息環境をより良いものとする(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、自然保護啓発普及事業の推進のほか、だれもが気軽に参加できる緑に関わるイベントの開催など、その機会の充実に取り組みます。

(1) 緑に触れ合える各種イベントを開催します

- ① 緑の保全や緑化の必要性、環境保全の重要性など、緑に関わる意識を啓発し、知識を広く普及させるとともに、地域コミュニティを醸成する場として、「府中環境まつり」や「桜まつり」、「農業まつり」や「浅間山公園キスゲフェスティバル」、「西府わき水まつり」などの各種イベントを、緑のパートナーとの協働により実施・支援していきます。 内容見直し
- ② 緑の大切さを学び、自然とふれあう新たなイベントや緑育のまちづくりに関する シンポジウムの開催を検討するなど、広く緑に関わる見識を深めるとともに、時代 の要請を捉えた内容の充実に取り組みます。**内容見直し**

(2)緑の知識・技術が学べる参加・体験型の講座などを開催します

① 緑に関わる意識の啓発や知識の普及、市民自らの緑化の意識向上を目的として、 自然環境学習会や府中かんきょう塾、ガーデニング講座等を開催します。

内容見直し

② 実体験を通じた自然や歴史文化、環境などに対する意識を高めるため、市民活動団体などによる「自然観察会」や観光ガイドによる「まち歩き」などの情報を様々な媒体を活用して提供し、市民の参加を促します。**内容見直し**

(3) 自然保護意識を高めるための活動に取り組みます

- ① 緑のリサイクル活動として、市民が公園で収集した落ち葉の量に応じて、一定量の腐葉土を得ることができる「落ち葉の銀行制度」を引き続き実施していきます。また、「落ち葉の銀行制度」について「広報ふちゅう」などにより周知しています。 **継続**
- ③ 家庭や事業所など、公園以外において収集した落ち葉や剪定枝についても、「緑のリサイクル制度」を適用できるよう制度の拡大を検討します。 **継続**

③ 広く自然保護意識を普及・啓発するとともに、全国各地における緑の保全や緑化活動の原資として役立てられる「緑の募金」の趣旨を踏まえ、「緑の募金」運動を推進します。 **継続**

(4) 各種コンクールを実施します

- ① 自然保護意識を高めるため、「環境啓発ポスターコンクール」を継続的に実施します。 **継続**
- ② 「環境啓発ポスターコンクール」への参加を促すため、「広報ふちゅう」への掲載のほか、各小中学校へのPRに努めます。**継続**
- ③ 市民や民間事業者、研究・教育機関などが持つ自然保護や緑化推進などのアイデアを施策・事業に取り入れるため、「(仮称)緑育のまちづくりアイデアコンテスト」などの実施を検討します。**内容見直し**

施策 11 緑のパートナーの発掘・育成

緑に関わる情報発信・共有や緑にふれあう様々なイベントへの参加などを通じて、 緑への興味関心が芽生えた方々が、今後、共に緑育のまちづくり活動に取り組めるよう、新たな緑のパートナーとして発掘・育成していきます。

また、次代を担う緑のパートナーを育成していくため、学校教育を通じた意識啓発 や緑に関わる機会の創出にも取り組みます。

(1) 興味関心のある方々が緑の活動へ関わるための支援をします

興味の度合いや活動時間など様々な活動形態に対応し、それぞれの立場で参加ができるような活動内容や方法などを助言します。また、活動希望者が既存の市民活動団体等へ加われるよう、マッチング等の支援を行います。**内容見直し**

(2)「府中まちなかきらら連絡会議」を通じて緑のパートナーを発掘・育成します

道路や公園の清掃・美化活動に関連するボランティア制度である「府中まちなかきらら」に登録している各種団体同士の交流の場である、「府中まちなかきらら連絡会議」において、人材に関わる情報やノウハウの共有を行い、緑のパートナーの発掘・育成に努めます。 新規

(3) 学校教育における環境学習の機会を拡充します

- ① 一人ひとりの環境保全の取り組みの重要性について学ぶ、小学校・中学校の総合 学習の時間を支援します。**内容見直し**
- ② 教育機関と地域の連携強化を図るとともに、地域コミュニティの醸成の機会として、インフラ管理ボランティア制度(府中まちなかきらら)や、学校教育の中で取り組んでいる農業体験事業の活用を検討します。**内容見直し**

基本方針2:緑のパートナーと協働して緑のまちづくりに取り組みます

施策 12 緑のまちづくり活動をサポートする仕組みづくり 新規

協働の取り組みが活発に、そして持続的に展開されるには、緑のパートナーを適切にコーディネートするなど、自発的な活動を支え続けていく仕組みが欠かせません。 このため、「緑育のまちづくり」を支える緑のパートナーの活動や行政との協働をサポートするための仕組みづくりを進めます。

(1)緑のパートナーとの協働をサポートする体制を強化します

① 緑のまちづくり活動を行う各々の緑のパートナー同士や行政との協働が円滑になるよう、それぞれの間をつなぐコーディネート組織として「中間支援組織」の導入を検討します。

「中間支援組織」は、公園・緑地等の魅力向上に向けた事業の企画や情報発信、緑のパートナーの活動のサポートなどを行います。**新規**

- ② 公園管理者のほか、関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、商工関係団体、公園管理者が必要と認める自治会やまちづくり団体などの各主体同士の情報共有及び協働の機会を創出する場として、都市公園法に基づく「(仮称)公園の活性化に関する協議会」の設置を検討します。 新規
- ③ 市民活動団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化に対する取り組みを推進するため、都市緑地法に基づく、みどり法人の認定制度を用いた支援に取り組みます。 新規

(2)「府中まちなかきらら」の制度を拡充します

「府中まちなかきらら」については、公園の花植えや植栽の維持管理など、まちの緑をより魅力的なものにするための活動にも対応できるよう、制度拡充に取り組みます。 **新規**

(3) 緑育のまちづくり活動について情報共有が行える場の設置を検討します

- ① 民有緑地に関わることや地域の緑に関することなどといった、緑のまちづくり活動のテーマ毎に情報共有の場の設置を検討します。**新規**
- ② 緑の保全・活用に向けた調査研究や活動の定期的なモニタリングなどといった、 緑育のまちづくり活動に関わることについて、情報共有や内容の審議、助言が行える場の設置を検討します。**新規**

施策 13 財源・資金の確保・充実

本市では、自然環境の保全及び緑の保全を図るため、公園緑化基金の積み立てを行っています。民有地にある樹林を保全する際には、基金を活用して、公有地化することもあることから、基金の計画的な運用が望まれます。また、近年、インターネット等を通じて広く個人や組織に資金の提供や協力などを行う「クラウドファンディング」も一般化しつつあります。

このため、「緑育のまちづくり」の推進に向け、緑の保全や緑化の必要性への理解を 促す活動などを通じ、市民や民間事業者など民間の寄付に基づく財源・資金の確保・ 充実を図ります。

(1)公園緑化基金などを活用した財源確保に努めます

- ① 自然環境及び緑の保全を図るため、公園整備や緑化推進事業に要する経費の財源 として公園緑化基金を活用します。**内容見直し**
- ② 資金提供による積極的なまちづくりへの参画は、緑のパートナーとの協働につながることから、事業資金の確保策や緑のまちづくり活動の促進策の一つとして、クラウドファンディングの導入の可能性を検討します。**新規**

(2) 財源・資金の確保・充実に向けて市民や民間事業者へ情報を発信します

市民や民間事業者の理解と協力を促し、財源・資金の確保・充実を図るため、「広報ふちゅう」や市ホームページ、パンフレットの配布などを通じ、目的や趣旨、運用の仕組みや実績など、透明性の高い情報提供・公開を進めます。

また、民間事業者が行っている緑のまちづくりに関わる助成について、市民や市 民活動団体等へ周知していきます。**内容見直し**